

第15回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年9月26日(木) 午前8時00分から午前9時15分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人
会長 7番 中井 悟
会長職務代理 3番 西元 道啓
委員 2番 気田 仁奈 5番 西田 和幸
6番 伊藤 忠幸 9番 吉田 靖志
10番 杉本 峯一 11番 石井 妙司
12番 坂井 明治 13番 近藤 一祝
14番 黒川 利光 15番 宮武 正人
16番 安田 伸二
- 4 欠席委員 1番 中村 広 8番 坂野 幸夫
早退委員 10番 杉本 峯一
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 現況証明願いについて
第5 農地法第18条第6項の規定による通知について
第6 農地法第3条の規定による許可申請について
第7 農地法第4条の規定による許可申請について
第8 農地法第6条第1項の規定による報告について
第9 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第10 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第11 利用状況調査結果に基づく一括地目変更登記について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則
農地係長 小柳 大騎

7 会議の概要

議長
(中井会長)

ただいまの出席委員は、13名であります。
定足数に達しておりますので、これから第15回 蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

なお、欠席の申し出が 中村委員、坂野委員からありました。
また、杉本委員が早退する申し出がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

それでは、15番 宮 武 委員 と 16番 安 田 委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。
第14回の総会以降の諸般について、報告します。
9/25 北海道農業会議常設審議委員会 札幌市

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号 現況証明願いについてを議題とします。

番号1番について上程します。

13番
(近藤委員)

番号1番、〇〇の圃場ですけれども、場所につきましては、〇〇から〇〇mほど入った圃場になります。4号議案で出てきますのでよろしく願いいたします。現状の方ですけれども、私道の道路、住宅があって〇〇から住宅までの道路ということで確認しています。よろしく願いいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。

本案については、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第5、議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

番号1番から番号3番について上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。

令和6年9月26日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、貸主は〇〇さん外2名、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。契約期間は令和6年4月10日から令和11年4月9日までで強化法によるものです。通知年月日は令和6年9月18日、解約成立年月日等は令和6年9月26日です。解約理由は、共有持ち分を変更するためです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成25年2月27日から平成30年2月28日までで農地法によるものです。通知年月日は令和6

年9月11日、解約成立年月日等は令和6年9月26日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。契約期間は令和4年3月31日から令和9年3月30日までで農地法によるものです。通知年月日は令和6年9月6日、解約成立年月日等は令和6年9月26日です。解約理由は、譲渡するためです。

ご審議をお願いします。

議長
(中井会長)

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

13番
(近藤委員)

番号1番、場所ですけれども、〇〇から入って、〇〇の裏になっております。このあと6号議案で出てきますので、よろしく願いいたします。

16番
(安田委員)

番号2番、内容は事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇から〇〇の方に向かいまして、〇〇から左へ曲がりまして、〇〇m位行った所に〇〇がありますが、さらに〇〇m位奥に行った所に〇〇があるのですが、そこから〇〇側に面している土地になります。よろしく願いいたします。

3番
(西元委員)

番号3番、内容に関しましては事務局の説明のとおり譲渡するための解約でございます。場所に関しましては、〇〇がございませぬ。その〇〇を〇〇の方に向かいますと、〇〇がございませぬ。その〇〇から右に入りますと、〇〇がございませぬ。その周りの農地と、〇〇に戻った所にもう一団地ございませぬ。よろしく願いいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異疑なし。

議 長
(中井会長)

本案は原案のとおり受理することとします。
日程第6、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

番号1番について上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和6年9月26日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、賃借理由は農場経営の安定化を図るためです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格はで田で〇〇円です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日、期間は許可の日から令和11年9月30日までの5年間です。

調査書は別紙のとおりです。
ご審議願います

議 長
(中井会長)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

16番
(安田委員)

番号1番、内容につきましては事務局の説明のとおりであります。場所ですが、先ほど議案2号2番の農地のすぐ隣で、〇〇の裏になる農地です。よろしく願いいたします。

議 長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異疑なし。

議長
(中井会長)

本案は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

日程第7、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

番号1番から番号2番について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第4条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和6年9月26日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、申請者は〇〇さん、場所は〇〇、現況は田、面積は〇〇㎡です。申請理由は、後志総合振興局からの発注となる令和6年度中山間名駒外1地区51工区工事のための工事用道路として利用するためです。

番号2番、申請者は〇〇さん、場所は〇〇番、現況は畑、面積は〇〇㎡です。申請理由は、番号1番同様に後志総合振興局からの発注となる令和6年度中山間名駒外1地区51工区工事のための工事用道路として利用するためです。別紙調査書をご覧ください。

1番と2番について一括で説明いたします。農地区分は、農用地区域内の第2種で、本件につきましては農業公共投資対象外の概ね10ha未満の小集団農地であり、また令和6年11月29日まで工事用道路として使用できる場所として、一時転用することはやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

なお、番号1番から2番については8月28日の総会で農地法第4条の規定による、許可について、許可相当である旨、北海道農業会議に諮問しておりました。

この度、9月25日付けで北海道農業会議常設審議委員会から許可相当である旨の回答がありました。

ご審議をお願いします。

議長
(中井会長)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

9番
(吉田委員)

番号1、2番ご説明いたします。
番号1番、内容につきましては事務局の説明のとおりで、場所なのですが、町道清水トンカラ線を清水から300mほど山の方へ進みますと、右手に今村末廣さん住宅があります。住宅の横の山側に1番の圃場がありまして、山側に上がっていくところに2番の圃場があります。よろしくお願ひいたします。

議長
(中井会長)

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり、許可及び許可相当であると決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

本案については、原案のとおり決定し、許可することといたします。

日程第8、議案第5号 農地法第6条第1項の規定による報告
についてを議題とします。

番号1番について上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、
〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩とします。(〇〇委員退席)

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第4号 農地法第6条第1項の規定による報告について、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から提出のあった事業報告について、各要件の確認を求める。令和6年9月26日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1、令和6年8月26日付けで〇〇より、農地所有適格法人報告書の提出がありました。

内容については、記載のとおりとなっております。事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、いずれの法人も各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議をお願いします。

議長
(中井会長)

ただ今事務局から説明があり、各項目の要件について確認をしたとのことですが、報告内容について、質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。

番号1番の農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

番号1番について原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

暫時休憩とします。(〇〇委員着席)
再開します。

番号2番について上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号2、令和6年8月30日付けで〇〇より、農地所有適格法人報告書の提出がありました。

内容については記載のとおりとなっております。事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、いずれの法人も各要件とも、適正であろうと考えますので、

ご審議をお願いします。

議長
(中井会長)

ただ今事務局から説明があり、各項目の要件について確認をした
とのことですが、報告内容について、質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
番号2番の農地所有適格法人について、報告内容を確認した結
果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしい
でしょうか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

番号2番について原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備
していただくこととします。

日程第9、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規
定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

番号1番から番号4番について上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農
用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第1
8条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地
利用集積計画の可否について、議決を求める。
令和6年9月26日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設
定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成
立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は田で〇〇円で、総
額〇〇円です。圃場条件が悪いため、この価格となっております。
対価の支払期限は令和6年10月末日、所有権移転の時期等は、
いずれも令和6年11月1日です。譲渡理由は、譲受人の経営規
模を拡大するためです。
調査書は別紙のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん外1名、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は畑で〇〇円で総額で〇〇円です。契約期間は、令和6年10月7日から令和11年10月6日までの5年間です。貸付理由は、共有持ち分を3名から2名に変更して、農地の貸し付けを継続するものです。

調査書は別紙のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は田で〇〇円で、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和7年1月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年2月1日です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、総額は〇〇円です。対価の支払期限は令和6年11月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和6年12月1日です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

ご審議をお願いします。

議長
(中井会長)
13番
(近藤委員)

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

番号1番、場所につきましては、〇〇があるのですが、その手前の上側の圃場になります。

番号2番、議案第2号議案で出た圃場です。場所は先程言った〇〇の裏の圃場になります。よろしく願いいたします。

16番
(安田委員)

番号3番、内容につきましては事務局の説明のとおりです。こちらの場所ですが、先ほど、2号議案の2番で解約された農地です。解約された農地と合わせて、畦畔が残っていたので、同時に

売買になりました。よろしくお願ひいたします。

3番
(西元委員)

番号4番、2号議案3番で解約された所でございます。理由も
売買ということなのでよろしくお願ひいたします。

議 長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議 長
(中井会長)
全委員

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

質疑なし

議 長
(中井会長)

本案は原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

日程第10、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による
届出について事務局から報告願ひます。

事務局から説明願ひます。

事務局
(小柳係長)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、
令和6年9月26日提出、蘭越町農業委員会会長名。

令和6年9月11日付けで、〇〇さんから〇〇さんより〇〇番
について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、
報告いたします

議 長
(中井会長)

ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありません
か。

全委員

質疑なし

議 長
(中井会長)

以上で、よろしいですか。

日程第11、報告第2号 利用状況調査結果に基づく一括地目
変更登記について

事務局から報告願ひます。

事務局
(小柳係長)

報告第2号 利用状況調査結果に基づく一括地目変更登記について、令和6年9月26日提出、蘭越町農業委員長名。

右上に報告第2号と書かれた地目変更登記該当地一覧表をご覧ください。令和5年度の利用状況調査分の一括地目変更登記について、法務局より町税務課へ、8月29日付けで地目変更登記が完了した旨の通知がありましたので報告いたします。

変更後の公簿地目は、黄色で着色している列をご覧ください。

参考にその一つ左の列には法務局へ提出した現況地目を、そのさらに左の列には税務課の指摘による変更前の当初の提出現況地目を記載しています。

なお、土地所有者に対しては9月4日付け文書により、全部事項証明書の写しを添えて地目変更登記完了を当委員会より通知しております。

以上で報告を終わります。

議長
(中井会長)

ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

全委員

異議なし

議長
(中井会長)

以上で、よろしいですか。

続きまして、

その他の報告を事務局からお願いします。

事務局
(高田局長)

次回総会は10月30日(水)午後1時30分からを予定しておりますので、よろしく申し上げます。

また、農業経営基盤強化法による所有権移転代位登記の実施状況について、お手元に配布させていただいております。

以上で私からの報告を終わります。

事務局
(小柳係長)

私からは、まずこの後の農地専門委員会についてです。予定どおり総会に引き続いて開催しますので、該当の委員の皆様はよろしく願いいたします。

次に、先月配布した予定表にもありましたが、11月5日～6

日の1泊2日で行う、後志地方連の管外研修についてです。参加予定の振興農政専門委員の皆様には研修概要と、現段階での行程表を配布しております。

次に12月6日に開催します令和6年度地区別農業委員等研修会についてです。2枚ものの開催要領を配布しております。会場は昨年と同じく倶知安文化福祉センターです。今年は新任委員研修会が無いのため午後のみで開催となっております。出欠については来月総会にて取りまとめいたします。

以上です。

議長
(中井会長)

閉会宣言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第15回 蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午前9時15分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩